

公益財団法人甲府市スポーツ協会加盟団体規程

第1条 この規程は、公益財団法人甲府市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第42条の規定により、加盟団体について必要な事項を定める。

第2条 加盟団体は、次に掲げる団体とする。

地区スポーツ協会 市内小学校地域に居住する市民を統轄する地区スポーツ協会であること。ただし地区スポーツ協会の分離等も含む。

種目団体 市内におけるスポーツを各競技別に統轄する唯一のアマチュアスポーツ団体であること。ただし、その種目を7地区を超える地区スポーツ協会で行っている場合に限る。

2 種目団体で、新規に加盟した団体は、加盟後1年間は準加盟団体とする。

3 種目団体で、その種目を行う地区スポーツ協会が7地区未満であっても、準加盟団体とすることができる。

第3条 加盟団体（前条第2項及び第3項の準加盟団体を含む。以下同じ。）は、定款第38条の規定により、次に定める分担金を毎年度末までに納付しなければならない。

(1) 地区スポーツ協会 各地区の世帯数×50円

(2) 種目団体 ア 大規模種目団体 50,000円

イ 中規模種目団体 40,000円

ウ 小規模種目団体・準加盟団体 30,000円

2 前項第2号の種目団体の規模については、本協会の委託事業の実施状況、市民体育大会の参加地区数及び各種目団体の予算規模等を勘案して別に定める。

3 一旦納入した分担金は、いかなる理由があっても返還しない。

4 第1項の分担金を2か年連続して納入を怠った場合は、定款第41条の規定により、本協会の加盟資格を失う。

第4条 前条の分担金は、毎事業年度における合計額の2分の1以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

第5条 加盟団体は、年度の初めに事業計画・予算書・役員名簿・事務連絡場所等の関係書類を提出しなければならない。

第6条 加盟団体は、当該団体から選出された評議員並びに当該団体の役員に変更があった場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

2 前項の評議員の変更の届け出は、評議員候補者推薦書をもって行わなければならない。

第7条 新規に加盟しようとする団体の代表者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 加盟申込書

(2) 規約

(3) 所属加盟団体の組織一覧表

(4) 役員名簿

(5) 当該年度の事業計画及び予算書

第8条 加盟の承認を得た団体は、直ちに第3条第1項に定める担金を納入し、評議員候補者を推薦しなければならない。

第9条 加盟団体はその組織機能あるいは性格上、実質的に加盟団体として資格を失った

場合は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を得て、これを脱退させることができる。
第10条 加盟団体が脱退しようとする場合は、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

附 則

- 1 この規程は、昭和63年2月17日から施行する。
- 2 (経過措置) この規程による改正前の規程により既に本会に加盟している加盟団体は、本会寄附行為第28条の規定による加盟団体として資格は保有するものとする。
- 3 この規程施行前の甲府市体育協会加盟団体規程(昭和40年4月1日施行)は廃止する。
- 4 この規程は、平成7年3月28日から施行する。
- 5 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、公益財団法人甲府市体育協会の設立の登記の日(平成25年11月1日)から施行する。
- 8 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、令和2年4月1日から施行する。